

税

などの納入について

税に関するお問い合わせは、税務課税務グループ ☎ 2513

納税（納入）通知書について

平成 28 年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納入してください。事情により、期限内の納入が難しい方は、相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

なお、納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなどと感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町（後期高齢者医療保険料にあっては北海道）に対して不服を申し立てることができます。

町道民税

町道民税（住民税）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対して課税されます。例えば、前年中に退職された方でも、退職手当に類する分を除いた前年の所得に対して課税されます。

納税通知書 給料から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

▽年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して普通

徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象者には、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

限度額が引き上げられます

国民健康保険税は、同一の世帯の方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。

今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わります。

※詳細はお尋ねください。

①その世帯に課税できる額には上限額が決められており、この上限額が引き上げられます。（合計89万円）

②加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が、昨年に引き続きさらに拡大されます。

納税通知書 普通徴収の方は、6月上旬に送付します。年金から特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

口座振替をご希望の方は、事前にお申し出ください。

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

納税通知書 7月上旬に送付します。

▽昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が昨年度より高くなった方

次のいずれかの要因が考えられます。

①土地の課税標準額が上がった。

②新築住宅に対する軽減が終了した。

▽家屋を取り壊したのに、税額が昨年度より高くなった方
土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されます。

しかし、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなる場合があります。

